

# 都庁プラスチック削減方針

## 1 目的

ゼロエミッション東京に向けて資源利用のあり方を持続可能なものへと変革するためには、一事業者として多量の資源を消費する都自らが先導的に取り組み、都民・事業者等の取組を喚起・牽引していく必要がある。

そこで、以下の方針に基づき、都は、都の事業運営におけるワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減等を推進する。

## 2 基本原則

- (1) 使い捨て型の資源利用を見直し、必要性の低いワンウェイプラスチックの使用を削減して、繰り返し使用できるものの利用を推進する。
- (2) プラスチックの使用が避けられない場合は、次の優先順位により使用する製品を検討する。
  - ① 再生プラスチックを使用した製品
  - ② 持続可能性に配慮したバイオマスプラスチックを使用した製品
- (3) 廃プラスチックが発生した場合は、適切に分別し、次の優先順位により再生利用を推進する。
  - ① 材料リサイクル
  - ② ケミカルリサイクル①、②が困難な場合には、できる限り高効率な熱回収を推進するものとする。

## 3 取組内容

### (1) 物品調達等における取組

各局は、物品調達等において、次のアからエまでの事項に取り組むものとする。

#### ア 東京都グリーン購入推進方針及び東京都グリーン購入ガイドの改定

##### (ア) 本庁組織以外の組織におけるワンウェイプラスチック削減等の強化

- ・ イベントの運営委託においてプラスチック製容器包装の使用を削減する。
- ・ ノベルティの調達においてプラスチックを使用する場合は、再生プラスチックやバイオマスプラスチックを使用するように配慮する。
- ・ 会議の運営委託においてワンウェイプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の使用を原則禁止する。 など

##### (イ) 本庁組織におけるワンウェイプラスチック削減等の強化

- ・ イベントの運営委託においてワンウェイプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の使用を削減する。
- ・ ノベルティの調達においてプラスチックを使用する場合は再生プラスチックやバイオマスプラスチックを使用する。
- ・ 会議の運営委託においてワンウェイプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の使用を原則禁止する。
- ・ 文具類の再生プラスチック重量割合を引き上げる。 など

#### イ 本庁組織が本庁舎内で開催する会議におけるワンウェイプラスチックの削減

本庁舎内で開催する会議では、ア(イ)で規定する会議の運営委託以外においても、

ワンウェイプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の使用を原則禁止とする。

ウ 関連団体等への要請

公の施設の指定管理者、政策連携団体及び本庁舎内で営業を行う行政財産使用許可の対象となる事業者に対して、東京都グリーン購入ガイドに準じた取組を要請する。

エ 廃プラスチックの分別の徹底等

やむを得ず発生した廃プラスチックについては、基本原則(3)の再生利用の推進のため、分別方法を分かりやすく周知し、分別の徹底を図る。

再生利用が困難な場合には、できる限り高効率な熱回収を推進するものとする。

(2) 職員による率先行動の徹底

職員及び各局は、次のアからエまでの事項に取り組むものとする。

ア 各局の職員は、必要性の低いワンウェイプラスチックの受取を自ら辞退することを原則とし、それを徹底する。

イ 廃プラスチックが発生した場合は、分別方法に従い分別を徹底する。

ウ 各局は、職員の意識向上に向けて、ア及びイを推進するための取組を行う。

エ 環境局は、各局と調整の上、本庁舎内の各フロアのリサイクルルームを調査し、レジ袋等の廃棄状況を把握し、ゼロエミッション都庁推進会議に報告する。

4 当面の目標

令和2年度までに都主催のイベントにおける使い捨てプラスチックカップの原則使用禁止を目指す。環境局は必要な対応を検討し、各局へ対応を依頼する。

5 その他

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

## ＜用語説明等＞

- (1) ワンウェイプラスチック  
一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいう。  
(例)・ワンウェイプラスチック製品：スプーンやフォークなどのカトラリー、マドラー、ストロー等  
・プラスチック製容器包装：レジ袋、ペットボトル、飲料カップ等  
なお、ワンウェイプラスチックの削減のために代替素材を利用する場合は、持続可能性に配慮する。紙については、古紙パルプ配合率 100%など古紙パルプの配合率が可能な限り高いもの、バージンパルプが使用される場合は FSC 認証又は間伐材等パルプのものを利用することが望ましい。
- (2) 繰り返し使用できるものの利用  
マイバック、マイボトル、リターナブル容器、リユース食器（洗って繰り返し使える容器（リユースカップ・食器等））等をいう。
- (3) 再生プラスチック  
廃プラスチックをリサイクルしたものをいう。
- (4) バイオマスプラスチック  
バイオマス資源※を原料としたプラスチックをいう。（※植物等の生物由来の資源）  
なお、バイオマスプラスチックを利用する場合は、持続可能性に配慮することとし、食料となるバイオマスから作られたものではないものや、使用後は再生利用されるものなどが望ましい。
- (5) 材料リサイクル  
廃プラスチックを加工し新たな製品の原料とするリサイクル方法をいう。
- (6) ケミカルリサイクル  
廃プラスチックを化学的に分解することで石油原料等を得て製品原料（元の製品であるかは問わない。）として、使用するリサイクル方法をいう。
- (7) 本庁組織  
ゼロエミッション都庁推進会議設置要綱第 2 条に定義する各局（本方針において「各局」という。）の組織のうち、第一本庁舎・第二本庁舎・議会棟に所在するものをいう。
- (8) 本庁組織以外の組織  
各局の組織のうち上記(7)を除いたものをいう。
- (9) 本庁舎  
第一本庁舎・第二本庁舎・議会棟をいう。
- (10) 高効率な熱回収  
①RPF化（廃棄物固形燃料化）・セメント原燃料化、②高効率廃棄物発電をいう。  
なお、①②の優先順位により高効率な熱回収を推進する。